

諮問事件：

諮問番号：平成19年(個)諮問第1号

平成19年(個)諮問第2号

事件名：会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件
会計検査院事務総長が平成19年7月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件

諮問日：平成19年10月 1日

答申日：平成20年 3月28日

答申書

第1 審査会の結論

以下の合計16件の保有個人情報について、開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は妥当である。

ア 会計検査院事務総長が平成19年6月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求（以下「第1次開示請求」という。）における保有個人情報（4件。平成19年（個）諮問第1号関係）

イ 会計検査院事務総長が平成19年7月に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求（以下「第2次開示請求」という。）における保有個人情報（12件。平成19年（個）諮問第2号関係）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）第12条第1項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成19年8月7日付け190普第218号（第1次開示請求に係る4件の保有個人情報を対象）及び同日付け190普第219号（第2次開示請求に係る12件の保有個人情報を対象）により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の判読可能な部分の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 手数料は法務省に支払っている。

イ 不開示決定の取消しを求める。開示を請求する保有個人情報の内容が不明確であるとしていることについては、口頭意見陳述を実施しない会計検査院に責任がある。

ウ 本来会計検査院がやるべきことを私が主張し続けて、そのために不法な私刑を受けているのであるから、会計検査院は今からでも検査に着手して、その検査結果を公表する中で、私の件にも言及して、正義を貫く義務がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 第1次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年6月10日付けで、4通の開示請求書を送付することにより第1次開示請求を行った。

しかし、上記4通の開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、個人情報保護法第26条第1項に規定する手数料相当額の収入印紙が全く貼付されておらず、さらに、個人情報保護法第13条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類（以下「本人確認書類」という。）が不足していた。

このため、処分庁は、前記4通の開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（16日ないし18日）を定めた上、次の から までのとおり開示請求書の補正の求めを行った。

4通の開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載されていると解される文字を想定して当該記載内容を清書した上、この清書した内容が請求内容と相違がないかの確認を求めるとともに、判読困難な部分については追記を依頼し、さらに、当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる具体的な情報（開示を求める保有個人情報の内容、当該個人情報が記録されている文書の名称、種類、作成時期等）の提供を求めた。

書面による開示請求である本件については、開示請求書1通につき、少なくとも1件分に対応する300円の収入印紙の貼付が必要であるとして、4件分に対応する1,200円の収入印紙の送付を求めた。

本人に係る保有個人情報の開示請求を開示請求書の送付により行う場合は、本人確認書類を提出する必要があるとして、本人確認書類の

送付を求めた。

そして、これらの補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答、手数料の納付等がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、開示請求書の「開示を請求する個人情報」欄の記載内容では、いずれも当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であること、手数料が納付されていないこと及び本人確認書類が不足していることから、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年8月7日付け190普第218号）。

(2) 第2次開示請求に係る処分

審査請求人は、処分庁に対し、平成19年6月30日付けで、12通の開示請求書を送付することにより第2次開示請求を行った。

しかし、上記12通の開示請求書においても、第1次開示請求の場合と同様に「開示を求める個人情報」欄等に記載された内容には判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる内容であるとは認められず、また、手数料相当額の収入印紙が全く貼付されておらず、さらに、本人確認書類が不足していた。

このため、処分庁は、前記12通の開示請求書には形式上の不備があるとして、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し、相当の期間（16日）を定めた上、前記(1) から までと同様の補正の求めを行った。

そして、この補正の求めに対し、処分庁が指定した期限までに審査請求人からの回答、手数料の納付等がなかったため、処分庁は審査請求人は補正の求めに応じる意思がないものと判断し、第1次開示請求に係る処分と同一の理由から、本件開示請求には形式上の不備があると認め、不開示決定を行った（平成19年8月7日付け190普第219号）。

2 諮問庁の所見

以上のとおり、第1次開示請求及び第2次開示請求にはいずれも形式上の不備があり、相当な期間を定めて補正を求めたものの、審査請求人は補正に応じなかったことから、このことを理由として不開示とした第1次開示請求に係る処分及び第2次開示請求に係る処分はいずれも適法かつ妥当なものである。

なお、審査請求人は、手数料は法務省に支払済みである旨主張している。しかし、仮に複数の行政機関が同一の内容の個人情報を保有していたとし

ても、個人情報保護法に基づく開示請求を行う場合は、それぞれの行政機関に対して手数料を納付して請求する必要があることから、法務省に支払済みであるとしても、本件開示請求に係る手数料が支払済みであるとの審査請求人の主張は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成19年(個)諮問第1号及び平成19年(個)諮問第2号を併合し、調査審議を行った。

平成19年10月	1日	諮問書の收受
同年10月	26日	諮問第1号及び第2号の併合
同年11月	16日	諮問庁から意見書を收受
同年11月	26日	審査請求人から意見書を收受
同年11月	28日	諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房総務課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
同年12月	25日	審議
平成20年	1月28日	審査請求人から追加意見書を收受
同年	1月31日	審議
同年	2月28日	審議
同年	3月26日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 処分の妥当性について

個人情報保護法第26条第1項に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、手数料を納付しなければならないこととされている。しかし、処分庁あてに送付された第1次開示請求及び第2次開示請求に係る合計16通の開示請求書についてみると、いずれも手数料相当額の収入印紙が貼付されておらず、処分庁による収入印紙の送付を求める旨の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

また、開示請求書の「開示を請求する個人情報」欄等に記載された内容では判読困難な部分が多く、判読可能な部分についても当該開示請求に係る個人情報を特定することは困難であると認められ、処分庁による追記の依頼等の補正の求めにも審査請求人は応じていない。

したがって、第1次開示請求及び第2次開示請求にいずれも形式上の不備があるとする諮問庁の判断は妥当であると認められる。

なお、上記のとおり、本件開示請求には手数料の未納及び保有個人情報の不特定という形式上の不備があることから、本人確認書類の不足については論ずるまでもない。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁が審査請求人に対して行った補正の求めは、手数料を納付すること、文字が判読困難であることを踏まえて追記することなどであり、補正のために定めた期間も短いとは認められないことから、処分庁が行った補正の求めは、個人情報保護法第13条第3項の趣旨に照らして相当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定はいずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木 曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子